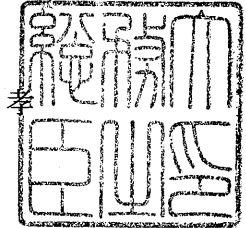




総政企第 85 号
平成 26 年 5 月 12 日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第 66 号
学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定
の変更について（諮問）

標記について、平成 26 年 4 月 21 日付け 26 文科生第 89 号により文部科学大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更に当たり、同法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。